

保育利用（2・3号認定子ども）の保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

緊急事態宣言の延長（令和3年9月12日まで）における 幼保連携型認定こども園の対応について（依頼）

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。
令和3年8月17日付で政府による「緊急事態宣言」が延長され、対象期間は令和3年9月12日までとされましたが、幼保連携型認定こども園の対応については、国や神奈川県の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の幼保連携型認定こども園は原則開所とし、引き続き、幼保連携型認定こども園をご利用いただけます。

一方、市内でも新規感染者が増え続けていることや、8月に緊急事態宣言が出された後も園児の感染の増加傾向が続いていることを踏まえ、**必要な日及び時間で幼保連携型認定こども園をご利用していただくよう引き続きお願いいたします。**また、**改めてのお願いになりますが、特にお子様に発熱等の風邪の症状がある場合等にはお休みするなど、基本的な感染防止対策を行うことへのご協力をお願いいたします。**

なお、令和3年8月20日から令和3年9月12日（緊急事態宣言期間終了）までの間、登園しなかった日数に応じて利用料（保育料）を還付する対応といたします。利用料（0～2歳児の保育料）及び給食費（3～5歳児）について、以下のと通りの取扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。

1 幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用にあたってのお願い
幼保連携型認定こども園における保育利用は、必要な日及び時間でのご利用を改めてお願いいたします。

（利用にあたってのお願い）

- ・発熱や咳、くしゃみ、鼻水等の風邪症状がある場合には幼保連携型認定こども園をお休みする
- ・仕事がお休みの日などには幼保連携型認定こども園もお休みする
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況などにより、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう施設にはお願いしています。

また、改めてのお願いになりますが、感染拡大防止のため、以下に該当する場合は、園へのご連絡にご協力をいただきますようお願いいたします。

【在園児】

- ① 発熱等の症状が見られた場合
- ② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査・抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合
- ④ ③の検査結果が判明した場合

【在園児の家族】

- ① PCR検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

裏面あり

2 利用料（保育料）について【0～2歳児（3号）】

令和3年8月20日～9月12日（緊急事態宣言期間終了まで）の間、登園しなかった日数に応じて利用料を減額することとし、後日還付いたします。

登園状況については本市が利用施設に確認いたしますので、保護者の皆様に行っていただく手続き等は原則ありません（必要な場合は個別にお送りします）。

8月分の利用料変更通知等は11月～12月頃にお送りする予定です。実際の還付時期については利用施設によって異なります。詳細は利用料変更通知とともにお知らせいたします。

9月分については、時期は異なりますが、同様の手続きで還付を行います。

3 給食費について【3～5歳児（2号）】

3～5歳児で登園しなかった期間の給食費の取扱いについては、各園で異なりますので、利用している園に御確認ください。

実際にかかった費用が、園が保護者の皆様から徴収した金額と比較し大きく下回る場合には、差額の返還や他の実費への充当等を行う場合があります。

ただし、食材の発注のタイミングや登園しなかった日数によっては、返還ができない場合があります。

（0～2歳児については、利用料（保育料）に含まれますので、上記2をご覧ください）

<問い合わせ先>

保育・教育運営課

【保育利用について】

TEL：671-3564

FAX：664-5479

保育・教育認定課

【利用料について】

TEL：671-0255

FAX：550-3942